



VOL.49

トクちゃん新聞

1月号

開業10年。節目の年です。気持ち新たに頑張ります。本年もよろしくお願いたします。



平成23年1月1日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206

URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com

新年あけましておめでとうございます。平成23年7月をもちまして、**開業10年**を迎えることとなりました。これもひとえに、お客様はじめ皆様のおかげです。ありがとうございます。自宅の1室を事務所にし、妻を唯一の戦力としてスタートしました。**当時生後10ヶ月だった長男は、今春小学5年**となります。31歳だった私も41歳の後厄です。(尿酸値は高いですが)大病なく、10年間やってこれました。



10年前と比べると、仕事の内容もやり方も変わってきています。当時は、「**パソコン会計導入支援**」という仕事が旬でしたが、今はほとんどの会社が導入済みです。また、**申告書も紙のもの**をお渡しして押印・郵送していただいていたのですが、100%電子申告となり**郵送が不要**となりました。さて、次の10年では何がどう変わるでしょうか。総勘定元帳もデータで提出することで調査省略というようなことも出てくるかも知れません。

そもそも**会計事務所の仕事・サービスって何**でしょう。究極的には、「安心」を提供することではないかと考えています。お客様が「安心」出来るために提供するものは何か…。普段から考えることですが、年始もよい機会ですので、じっくり考えてみたいと思います。

◆ 税務情報

<法人税>

雇用促進税制が新設されます

どんな内容?…前期と比べ雇用者を増やした企業には**増えた人数×20万円**の法人税額を控除します

- 要件は?… ①前期と比べ雇用保険一般被保険者数が**1割以上増加**し なおかつ **その人数が2人以上**であること
② “ 支払給与の増加が一定額以上あること
③前期および対象期間中に事業主都合による離職がないこと
④青色申告法人であること
⑤公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行うこと

いつから?…平成23年4月1日から平成26年3月31日の間に**開始**する事業年度からです

留意点…①控除額は法人税額の20%が限度です

②資本金が1億円を超える大法人は内容と条件が多少異なります

③上記は平成22年12月16日に閣議決定された平成23年度税制改正大綱によるものであり今後変更されることも考えられます

担当: 福田



◆ 「出来る男」の失敗

担当: 杉山



朝日新聞の特派員メモの欄に面白い記事があったので紹介したいと思います。米国の特派員のレポートですが、オバマ大統領は就任後難題続きで現在支持率も大幅に減って大変ですが、ある市民に取材したところ、彼は「大統領は**米国の出来る男の典型的な失敗例**だね」と言ったそうです。

その理由はと聞くと「**米国の男共通で具体的な約束が多すぎる、だから皆期待してしまう。**」

との事。その市民(南米出身)は私はそんな約束はしない。いつも笑顔でいようとそれだけだそうです。

確実に出来そうな事から約束していく事が大事かもしれませんね!

これは**ビジネスだけでなく家庭においても(対奥さん、子供達)共通する**とても含蓄のある

言葉だと改めて思いました。読者の皆様はどう思われますか?

お正月は会社にて年頭所感、家庭にて新年の抱負等話される機会が多いと思いますので参考になれば幸いです。



◆税務スケジュール



担当:岡村



1月11日(火)

- ・12月分 源泉所得税の納付
- ・納期の特例 7~12月分 源泉所得税の納付
- ・12月分 住民税の納付(特別徴収)

1月20日(木)

- ・納期限の特例 7~12月分 源泉所得税の納付

1月31日(月)

- ・11月決算法人 確定申告
- ・5月決算法人 中間(予定)申告
- ・個人住民税 第4期分納付(普通徴収)
- ・支払調書及び法定調書合計表の提出(税務署)
- ・給与支払報告書 提出(市役所)
- ・償却資産税 申告(市役所)



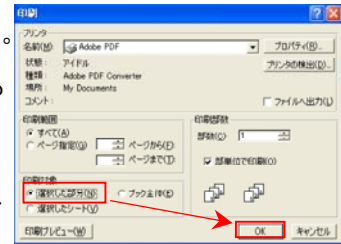
◆エクセル(技) <同じシートの表を別々の用紙に印刷する方法>

担当:岡村



1枚のシートの中に複数の表がある場合、これらを別々の用紙に印刷することが出来ます。
Ctrlキーを押しながらドラッグして、それぞれの表部分のセル範囲を同時に指定します。
あとは、通常の印刷画面で「印刷対象」の「選択した部分」にチェックし「OK」をクリックすることで各表が別々の用紙に印刷されます。
一度、お試しください。

会計に関する事以外のお問合せもOKです。エクセル・ワード等の操作方法でもわからないこと、または「こんなことは出来ないのかなあ」と思われることがございましたら、一度弊社までご連絡ください。何かお役に立てるかもしれません。



◆2011年の抱負

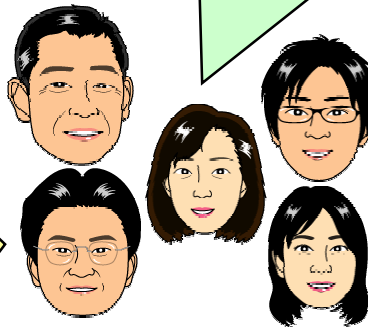
昨年は黒字企業が全体の25%という厳しい経済環境下でしたが担当のクライアント様がなんとかこの苦境を乗り越えられほっとしています。個人的な目標であった決算業務を40日以内に完了させるという目標はなんとかクリアで出来ました。今年はこれに満足せず1日でも早く完了させるにはどうしたら良いか模索しながら実現させることが目標です。 杉山

「会計事務所の仕事って何？」
「会計事務所職員としてお客様のためにできることは？ しなければならないことは？」
いつも考えることなのですが、答えは一つではなく、また世の中の情勢も仕事環境もめまぐるしく変化していく今の世の中で私自身はどうすべきなのか。いくら考えてもハッキリとした答えは出ないかもしれませんが、まずは**お客様に満足していただける、お客様が頼りに思ってくださいる事務所スタッフ**でありたいと思っています。 岡村

その一 仕事
法人税法合格！そのためスケジュール管理を徹底する。ノーマルな目標！
その二 健康管理
もう少し暖くなる4月から5月にマラソン大会にエントリーしようと思います。新たに始めることが目標です！
その三 趣味
愛車のホイールとタイヤを16インチに交換したい。欲しいやつは決まっています。あとは財布との相談だけです！ 福田

昨年8月に入社し早5ヶ月が経過いたしました。本年は弥生会計ソフトのインストラクター資格を取得し、顧問先様にわかり易くスピーディーな対応に心掛け、TKCの巡回監査中級業務試験にも挑戦したいと思っております。本年も弊社業務姿勢である「お客様のベストを追求し、感動していただけるやさしいサービスの提供」ができるよう頑張ります。本年も宜しくお願い申し上げます。 池田

2011年は辛卯(かのう)。
辛は「新しく生まれ変わる」、卯は「茂れる」。「人生の目標の着地点と期日」をいつも念頭において、仕事も勉強もさせて頂けることへの感謝を心に、新たな気持ちで伸びていけるよう頑張ります。必要なものだけを受け止め、綺麗な世界に身を置いて、美しい物を感じて喜べる感性を磨いて、幸せに平和に楽しく過ごせる一年になりますように☆ 赤松



◆スタッフより 我家のわははトリオ

担当:久美



我家の父ちゃん(徳野文朗)の笑い方はスゴイです。
特に探偵ナイトスクープ等の深夜番組を見てツボにはいってしまうと、「ワハハハハ、ガハハハハ」となって、仕舞いには「ヒーヒーッ」と涙を流しながら、椅子から落ちます。私は番組で笑うのではなく、この人の笑い声につられて、笑ってしまいます。
それに似たのか、子供二人もスゴイです。
息子は吉本新喜劇を見ながら、窒息するのではないかとと思うほど笑うし、娘は何が面白いん？という事でもワハハハ！！となっています。

「笑う門には福来たる」と言いますよね。
新年もいっぱい笑って、楽しい一年になればいいなと、思っています。

皆様も、よきお年をお迎えください。

徳野久美



◆税務クイズ

担当:赤松



次のものは**医療費控除**が適用できる？

1. 自家用車で通院する場合のガソリン代等
2. 入院患者の付添い人の食事代



1. 医療費控除となる通院費は、**電車賃やバス代のように人的役務の提供に対してして支払ったもの**を言いますから、**自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金は、医療費控除の対象とはなりません。**
なお、隣人が運転する車で通院した場合に支払った謝礼も医療費控除の対象とはなりません。
2. 家政婦などの付添い人の食事代は、付き添いの対価の一部として支払われるものであれば、**医療費控除の対象となります。**
ただし、**親族が付き添う場合のその親族の食事代は、医療費控除の対象とはなりません。**